

事 務 連 絡
令和 4 年 5 月 9 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事 業 部

印紙税非課税措置について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

租税特別措置法により、平成28年4月1日以後に発生した自然災害により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合において、その被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が設けられております。

この度、国土交通省より、災害関連の非課税措置に適用される対象として、「令和3年4月1日に発生した強風による災害（島根県松江市）」、「令和4年福島県沖を震源とする地震（12市町）」が追加され、「令和3年8月11日から的大雨による災害」について、佐賀県嬉野市が該当区域に追加されたとの情報提供がありました。

つきましては、ご多忙の折り、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

【添付資料】

- ・別紙 1_ 040427 租特法（災害特例）周知文（建設業）

【担当】 事業部 犬飼

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp

業界団体の長 あて

国 土 交 通 省
不動産・建設経済局
建設市場整備課

印紙税非課税措置についての周知方協力依頼について

租税特別措置法（以下「租特法」という。）により、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した自然災害により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、その被災をされた方（被災者）が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が設けられています。

今般、当該非課税措置の対象となる自然災害について、下記のとおり適用となっておりますので、貴団体傘下の建設業者に対する周知方宜しくお願いします。

なお、令和 4 年 4 月 22 日 16 時 00 分現在、当該非課税措置の対象となる自然災害は、別紙のとおりであることを申し添えます。

記

災害発生日	被災者生活再建支援法適用「自然災害」	該当区域
令 3 ・ 4 ・ 1	令和 3 年 4 月 1 日に発生した強風による災害	・ 島根県松江市
令 3 ・ 8 ・ 11	令和 3 年 8 月 11 日からの大雨による災害	・ 佐賀県嬉野市
令 4 ・ 3 ・ 16	令和 4 年福島県沖を震源とする地震	・ 福島県福島市 ・ 福島県相馬市 ・ 福島県相馬郡新地町 ・ 福島県南相馬市 ・ 福島県伊達郡国見町 ・ 福島県伊達郡桑折町 ・ 福島県伊達市 ・ 宮城県亘理郡山元町 ・ 宮城県角田市 ・ 宮城県白石市 ・ 宮城県刈田郡蔵王町 ・ 宮城県亘理郡亘理町

※ 自然災害とは、被災者生活再建支援法第 2 条第 2 号の政令で定める自然災害をいいます。

災害発生日	被災者生活再建支援法適用「自然災害」	該当区域
平 29・7・5	平成 29 年 7 月九州北部豪雨による災害	・福岡県内全域 ・大分県日田市
平 29・7・22	平成 29 年 7 月 22 日からの大雨による災害	・秋田県大仙市
平 29・9・17	平成 29 年台風第 18 号による災害	・大分県佐伯市 ・大分県津久見市
平 29・10・21	平成 29 年台風第 21 号による災害	・和歌山県新宮市
平 29・10・22		・三重県伊勢市 ・三重県度会郡玉城町 ・京都府舞鶴市
平 30・4・9	平成 30 年島根県西部地震	・島根県大田市
平 30・6・18	平成 30 年大阪府北部を震源とする地震	・大阪府高槻市
平 30・7・5	平成 30 年 7 月豪雨による災害	・京都府福知山市 ・京都府綾部市 ・兵庫県神戸市 ・兵庫県宍粟市 ・岡山県（県内全域） ・広島県（県内全域） ・徳島県三好市 ・愛媛県（県内全域） ・福岡県北九州市 ・福岡県久留米市 ・福岡県飯塚市 ・福岡県嘉麻市
平 30・7・6		・島根県江津市 ・島根県邑智郡川本町 ・山口県岩国市 ・山口県光市 ・高知県香南市 ・佐賀県三養基郡基山町
平 30・7・8		・岐阜県関市 ・高知県宿毛市 ・高知県幡多郡大月町
平 30・9・6	平成 30 年北海道胆振東部地震	・北海道（道内全域）
平 30・9・29	平成 30 年台風第 24 号による災害	・鹿児島県大島郡徳之島町 ・鹿児島県大島郡天城町 ・鹿児島県大島郡伊仙町 ・鹿児島県大島郡与論町
令元・8・28	令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害	・佐賀県佐賀市 ・佐賀県武雄市 ・佐賀県杵島郡大町町
令元・9・8	令和元年台風第 15 号による災害	・東京都大島町 ・東京都新島村
令元・9・9		・神奈川県横浜市
令元・9・9	令和元年台風第 15 号から台風第 19 号までの一連の災害	・茨城県（県内全域）

災害発生日	被災者生活再建支援法適用「自然災害」	該当区域
令元・9・9	令和元年台風第15号から10月25日の大雨までの一連の災害	・千葉県（県内全域）
令元・10・12	令和元年台風第19号による災害	・岩手県下閉伊郡山田町 ・岩手県宮古市 ・岩手県釜石市 ・岩手県久慈市 ・宮城県（県内全域） ・福島県（県内全域） ・栃木県宇都宮市 ・栃木県足利市 ・栃木県栃木市 ・栃木県佐野市 ・栃木県鹿沼市 ・栃木県小山市 ・栃木県那須烏山市 ・栃木県芳賀郡茂木町 ・群馬県富岡市 ・群馬県吾妻郡嬬恋村 ・埼玉県（県内全域） ・東京都あきる野市 ・東京都西多摩郡日の出町 ・東京都西多摩郡檜原村 ・東京都大田区 ・東京都八王子市 ・東京都世田谷区 ・神奈川県川崎市 ・神奈川県相模原市 ・新潟県東蒲原郡阿賀町 ・山梨県上野原市 ・長野県（県内全域） ・静岡県伊豆の国市 ・静岡県田方郡函南町 ・静岡県伊豆市
令2・7・4	令和2年7月豪雨による災害	・熊本県（県内全域） ・鹿児島県鹿屋市 ・鹿児島県垂水市
令2・7・6		・福岡県大牟田市 ・大分県玖珠郡九重町 ・大分県日田市 ・大分県由布市 ・大分県玖珠郡玖珠町
令2・7・8		・岐阜県下呂市
令2・7・13		・島根県江津市
令3・2・13	令和3年福島県沖を震源とする地震	・福島県（県内全域）
令3・4・1	令和3年4月1日に発生した強風による災害	・島根県松江市
令3・7・3	令和3年7月1日からの大雨による災害	・静岡県熱海市
令3・8・11	令和3年8月11日からの大雨による災害	・佐賀県武雄市 ・佐賀県杵島郡大町町 ・佐賀県神埼市 ・佐賀県嬉野市 ・長崎県雲仙市 ・長崎県東彼杵郡波佐見町

災害発生日	被災者生活再建支援法適用「自然災害」	該当区域
令3・8・12	令和3年8月11日から大雨による災害	・広島県安芸高田市 ・福岡県久留米市 ・福岡県田川市
令3・8・14		・長野県木曽郡木曽町 ・大分県玖珠郡玖珠町
令4・3・16	令和4年福島県沖を震源とする地震	・福島県福島市 ・福島県相馬市 ・福島県相馬郡新地町 ・福島県南相馬市 ・福島県伊達郡国見町 ・福島県伊達郡桑折町 ・福島県伊達市 ・宮城県亘理郡山元町 ・宮城県角田市 ・宮城県白石市 ・宮城県刈田郡蔵王町 ・宮城県亘理郡亘理町

※ 平成29年4月以前に発生した自然災害については、発生した日から5年が経過しているため、掲載していません。

※ 被災者生活再建支援法の適用状況については、内閣府ホームページをご確認ください。

【https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya_jyoukyou.html】

《参考》

租特法で非課税とされる「不動産の譲渡に関する契約書」又は「建設工事の請負契約書」は、次の①から③のすべての要件を満たすもので、自然災害の発生した日から5年を経過する日までの間に作成されるものです。

- ① 自然災害の「被災者」が作成するものであること
- ② 次のいずれかの場合に作成されるものであること
 - イ 自然災害により滅失した建物又は損壊したため取り壊した建物（滅失等建物）が所在した土地を譲渡する場合
 - ロ 自然災害により損壊した建物（損壊建物）を譲渡する場合
 - ハ 滅失等建物の代わるもの（代替建物）の敷地のための土地を取得する場合
 - ニ 代替建物を取得する場合
 - ホ 代替建物を新築する場合
 - ヘ 損壊建物を修繕する場合
- ③ 当該契約書に、自然災害により所有建物に被害を受けたことについて市町村長が証明した書類（「り災証明書」等）を添付していること

※ 被災者と被災者以外の者（例えば不動産業者や建設業者）が共同で作成する契約書の場合、被災者が保存するものは被災者が作成したものとみなして非課税とされますが、被災者以外の者が保存するものは被災者以外の者が作成したものとみなして課税されます。

- ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお問合せください。

○ 国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）には、災害により被害を受けた方の申告・納付等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式等が掲載されています。